

平成17年2月定例会総務常任委員会 3月15日

(鈴木和夫君) 公明党の鈴木和夫でございます。

私の方からは、今全国的に話題になっております特殊勤務手当、いわゆる特勤につきまして、一本に絞りますとお尋ねをしたいと思います。きょうは、企画調整部と知事公室につきましては質問いたしませんので、ごゆるりとされたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

特殊勤務手当につきましては、地方自治法の第二百四条第二項に、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないとい認められるものにつきまして手当てできるという、こういう形になっております。

そこで、全国的に見ましても大阪府と大阪市と混同されて、私たち府会議員につきましてもそういうことを聞かれるんですけども、大阪府は、平成十年度、十三年度、十六年度、ことしですね、今回と三年ごとに見直しをされてこられて、大阪市のようなことは当然ないと思いますが、ちょっと気にかかる点もありまして、お尋ねをしていきたいと思ひます。

現在、特勤の手当の部分を知事部局と警察関係と教育委員会の三つの部門で分けておられるというふう聞いておりますので、それぞれの部門の総支給額並びにその種類を数でお示しを願ひたいと存じます。

人事室企画厚生課長(清水勝弘君) 先生お示しのとおり、平成十年に抜本見直しいたしまして、その後三年ごとに見直しをしまいいりました。知事部局と教育委員会、警察の三分類でございます。これを分けて申し上げますと、知事部局と教育委員会で、種類としましては二十七種類でございます。警察の方が二〇種類でございます。種類では計四十七種類になります。支給金額でございますが、十五年度のベースで見ますと、府全体では約五十六億七千万となっております。知事部局につきましては、このうち十三億六千万でございます。教育委員会につきましては、このうち十一億三千万でございます。警察につきましては、三十一億八千万というふうになっております。

(鈴木和夫君) 今、トータルで五十六億というお話でございましたが、三部門にせっかく分けておられますので、三部門に対する職員一人当たりの金額は平均何ぼになるのか、おっしゃっていただきたいと思ひます。

人事室企画厚生課長(清水勝弘君) それぞれの平均の支給額でございますが、年額で申し上げます。知事部局の方でございますが、平均になります。一人当たり八万二千元という金額になります。教育委員会の方は二万二千元でございます。警察の方は十四万七千元と、こういう形になっております。

(鈴木和夫君) 今お話がありましたように、知事部局が年間平均で八万二千元ということで、警察がぬきんで十四万七千元という大変大きな数字でありますし、教育委員会は少なくて二万二千元ということで、きょうは総務委員会でございますので、警察関係、教育委員会も聞きたいところでございますが、所管外ですので、知事部局に絞りますとお尋ねをしたいと思います。

今十六年度でありますから、十五年度の実績として、手当の制度はあるけれども支払いは一切してないという、そういう分について個別におっしゃっていただきたいと思ひます。

人事室企画厚生課長(清水勝弘君) 十五年度のベースで見まして、手当としてはございますけれども実際に支給しなかったというもので、一つは犯則取締等手当というのがございました。これは、その中で地方税法に基づく犯則事件の調査の業務に従事したとき、これが一つ支給実績としてはございません。それと、災害応急作業等手当の中で、石油コンビナート等の現地防災本部が設置された場合に、その地域で巡回監視等の業務に従事する、これもそういう石油コンビナートの災害はありませんでしたので実績がございません。それから、社会福祉等業務手当の中で、身体障害者の更生相談所で行う来所者に対する介助の業務、これも実績としてございません。また、知的障害者の更生相談所で行う来所者に対する介助等の業務、これについても実績はございません。また、同じく女性相談センターにおける要保護女子に対する保護更生の業務に従事した場合もございませんでした。それと、夜間特殊業務等手当という中で、勤務時間外において緊急呼び出しを受け、救急医療等の業務に医師が従事した場合の手当でございますが、これも十五年度では実績がございませんでした。知事部局の場合は以上でございます。

(鈴木和夫君) 特勤手当ということで大変細かい数字になりますので、事前に委員長の許しをいただきまして各委員の皆さん方にも書類を配付させていただいておりますので、これに基づきまして私の方から……。

先ほどの自治法の二百四条にあるんですけども、特勤そのものについては私は否定はしておりません。ただ

し、府民の目線から見て、特に必要性があるのか、あるいは妥当性があるのか、他の給料と重複していないのかどうか、それから勤務実態としての支給方法が適切かどうか、また支給対象の職員の範囲、職務内容、支給基準について、ええ機会でありますので、個別にちょっと検証をさせてもらいたいと思います。

それで、十五年度の実績でなかった分について、今清水さんの方は一つ抜かされて、一ページの方の潜水業務に従事したときというのがあります。これが潜水深度二十メートル以内は時間にして三百十円と。実質的に二十から三十メートルないし三十メートル以上については実績がないんです。これはどういうふうに御判断されますか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 済みません、支給総額で申し上げたものですから、区分のところの実績のないのを申し上げるのが飛びまして、まことに申しわけありません。

この手当でございますけれども、危険現場作業手当でございます。この手当につきましては、水産試験場に勤務する職員が潜水しまして、そこで海洋生物調査等の調査を行います。また、その場合には、例えば海藻の育成状況を調べたり撮影をしたり、また魚介類を採取したりという業務を行っております。その場合に、潜水した場合の深さによりまして記載しています手当を出すという形になっておりまして、二十メートルまでは一時間当たり三百十円、三十メートルまでは七百八十円、三十メートル以上は千五百円という金額で設定をいたしております。その中で、十五年度の場合、二十メートルを上回って潜水して採取するという業務が結果として発生しなかったため、手当を支給しなかったということでございます。

（鈴木和夫君） この分は、先ほどおっしゃったように水産試験場なんですけれども、私確認しましたら、タンクをつけて潜るわけですが、実質的に二十メートル以上潜ることはまずないというふうに試験場はおっしゃっているんですよ。僕が気になるのは、清水さんには悪いけれども、要するに適切かどうかということについては、清水さんのところの目線で調べないかん。チェックするあなたの立場でありながら、確認すると現実的に三十メートル潜りませんと、ゴカイ等をとるみたいなので、そこまでの生態についての調査はしてないということですから、恐らく過去にも三十メートル以上はないはずなので、僕は実態と違うと思うんですよ。ですから、この辺についてもやっぱり見直しというのはここでせないかんと思うんです。どういうふうに思われますか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 特殊勤務手当につきましては、委員も先ほどおっしゃいましたように、我々も三年ごとに全調査をいたしてございまして、今年度も全調査をいたしてまいりました。御指摘の潜水に係る手当でございますけれども、実態も踏まえてこの基準でやっております。基準そのものの設定につきましては、我々均衡原則がございますので、国の同等手当、同種業務がある場合は、基本的にその基準を府に当てはめて妥当という場合は妥当としてございまして、設定のあり方も国の同等の制度にしております。ただし、委員御指摘のとおり、我々もその実態を再度踏まえて、また国の方でもこの特殊勤務手当についての基準の点について今後見直しも検討されている動きもございますし、それも踏まえて、また委員御指摘のとおり、本府の業務実態も再度十分精査して、見直す必要があれば適切に対応していきたいというふうに考えております。

（鈴木和夫君） この分については、直しをするということでもいいわけやね。今回の二月議会で、全部で九千八百万円、特殊勤務手当については見直すということで上がってきてるわけですよ。あなたの方でこれを見られて、これ以上勤務手当の不適正はないというふうに、そういうふうに認識してたから全部チェックさせてもらってるねんけれども、まだ見直す点はあるわけでしょう、私の今の指摘からすれば、それはどう思われますか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 我々といたしましては、今年度も全調査しまして、この基準で置くのが相当かなと、こう判断いたしてこの基準どおりにいたしました。委員御指摘の点も踏まえて再度調査をしたいと思っておりますが、それを踏まえて判断したいということでございます。

（鈴木和夫君） 次に、一ページの犯則取締等手当についてということで、地方税法に基づく犯則事件の調査の業務に従事した、これはどういう形で支払いされてるんですか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） この手当につきましては、地方税法に基づく犯則事件の調査の業務でございますが、実際に税の方の職場におきまして、犯則事案、いわゆる脱税で悪質な事案があった場合に犯則取締法に基づいて調査を行う、そういうケースにつきまして、実際それを行った場合に手当を出しているということでございます。十五年度は、犯則取締法に基づく現実の調査がなかったということで、実績はないということでございます。

（鈴木和夫君） この手当も同じ形で、余り実績ないんですよ。チェックしていただいて、ないものであれば、すぐに廃止するというような形の部分が大事かと思えます。

同じようなケースで、四ページの夜間特殊業務等手当につきまして、特に深夜において行われる食品取引の監視等の業務、水道業務に従事したときという形で、深夜の二時間以内と深夜の二時間の危険困難、それから深夜

の二時間から七時間という三ランクについて実績がないんですけども、これについてはどういうお考えか、お尋ねしたいと思います。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 夜間特殊業務等手当の中の深夜において行われる食品取引の監視等の業務、水道業務に従事したときということでございます。この業務につきましては、中央卸売市場で食品衛生監視員が入荷された物の鮮度の判定等を行うなどの業務に対して出しております。その場合の従事時間によって区分を設けて支給をいたしております。この基準につきましても、国におけるよく似た業務の基準をこれに当てはめて設定してやっております。十五年度は、業務の実績の中で、現実にはこの短い時間の区分の支給がなかったということでございます。この点についても、現状を再度調査した上で適切に対応していきたいというふうに思っております。

（鈴木和夫君） 私の方から申し上げますと、おっしゃるように、これは茨木の中央卸売市場の時間帯のことなんです。これは、朝の四時から六時まで、二時間が深夜勤務という位置づけがされてるんですね。六人の職員の方で、そういう形で早朝に各地から荷物が入ってきますから、要するにその手当なんです。ところが、今清水さんおっしゃったようにゼロというのは、実質的には最後の深夜の全部、危険困難千三百円ないし千五百円に入ってるんです。特に千五百円に入るとるわけですから、実態はないんですよ。

僕、問題にしたいのは、本庁の方でそれぞれ特勤手当は見直しましたよと、十年、十三年、十六年、今回も見直してきましたと言うてはる割に、現実の実態は本庁としては全く今つかんでないという答弁じゃないですか。これだけ大きな関心のある部分を、これ以上は今回はありませんとおっしゃっておられながら、現実的には実態の把握がされてないんじゃないんですか。僕はそういうふうに思うんですけどね。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） それぞれ三年ごとの全体調査の中で我々も各部に実態を再調査し、私どもも各部から実態をヒアリングいたしております。必要に応じて現場も見に行くという形で実態把握しております。ここの区分のところは、結果としては十五年度はございませんでしたけども、短い時間で従事する可能性はございますので、その区分のものは置いておくという判断をして、この設定をいたしたということでございます。

（鈴木和夫君） 現実的には内容と合うてないわけやから、要するにこれだけお話し聞いたら、これは廃止しようというのが僕は当然やと思うんですけど、そうは思われませんか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 現在の勤務の現状から見ますと、委員御指摘のとおり、短い時間で勤務したケースがなく、また特勤の支給もなかったわけですけども、今後のことを考えますと絶対ないとは申し上げられませんので、基準というものは置いておきたいという判断を現時点ではしているということでございます。

（鈴木和夫君） 松江さんに聞きますけど、これ答弁おかしいですよ。僕はこの質問をする前に、この項目を全部聞くから現場を全部調査してくださいと言ったんですよ。今、清水さんは実態、実態と言いますが、現実的に六名のメンバーが、朝の四時から六時の二時間、これは深夜勤務になってるわけですから、実質的には二時間じゃないんです。二時間勤めれば、オールナイト、この千五百円もらえるんですよ。実態は違うんです。

もう一つ、中央市場の方は今あなたがおっしゃった形とは違います、もっと進んでますよ。中央市場の方は、こういった形はむだやと。確かに車の整理等があるけれども、これは民間でもできるということで、来月、四月から民間委託されるんですよ。どう思われますか。これ要らないんですよ、この部分は。だから、現実問題、そこまでシビアに今回調査されてないんですよ、この問題については、そういうものが多々あるわけですから、僕は聞いているわけです。したがって、細かい話かもしれませんが、本当にシビアな形で清水さんのセクションで現場の方を見てやらんことには、現場の方はこれはもうやめまますと言ってるわけですから、実質六人の職員の方を民間委託すれば、この実態の特勤手当は要らんわけですから、何で十七年度の今回のこれに入ってたのかということを知っているわけです。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 当方の方も、人事担当部の方からは、この業務について来年度から委託のことも検討されているというふうな形は聞いておりました。ただ、現実完全委託になるのかどうか、そこところは我々がヒアリングして調査する中では、特勤の中ではきちっと決まっておりますので、今回の改正の時点では一応基準上は置いたということでありまして。ですから、今後全面委託になればどうするのかというのは、再度現状を踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

（鈴木和夫君） そういう形で、それぞれ本当に - - 知事部局の分で全部で二十七項目とおっしゃったのかな、まだまだたくさんあると思うんですけども、実績なしの分がそれだけ数があったんやけど、今度は具体的に、個々におもしろい、私が見て、あれ、これは何やと首をかしげるような手当もあるのでお尋ねしたいと思います。

その前に、せんだって総務省の方が平成十五年度で全国の都道府県と政令市においての特勤手当に対する調査をしまして、大阪府も一つひっかかったのは、政府から指摘されたのは、十二月三十一日から一月三日までの宿

日直勤務手当が、これが重複支給と違うかということで指摘されてるわけですけども、これについては府としてはどういうふうにお考えなさいませうか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 委員お話しございましたように、昨年総務省の方で、これは都道府県、市町村、大体でございますけれども、特殊勤務手当について実態調査を行うということで、私どもも資料を出しヒアリングを受けました。その結果、大阪府については、夜間特殊業務手当のうち、大みそか十二月三十一日から正月の三日に勤務した場合、勤務一回につき千五百円を手当として出しておりますが、この手当については見直すべきではないかというふうな御指摘をいただきました。この点については、私どももいたしましては、平成十年に全体の特殊勤務手当を見直します場合に、人事委員会の方で府内の民間の状況を調査していただきました。その結果、かなりの民間企業でこういう手当が出されている、また金額についても二千円から四千円程度の金額の手当が出されているということで、我々としては、総務省にこの手当は妥当なものだということで今説明を続けているという状態でございます。

（鈴木和夫君） 府民から見て、その分残業手当というか休日手当も出てる、そこにまたかぶせるわけやから、これが金額等妥当かどうかについては、総務省はそれは違うという見解で違ってるわけですから、これについてもやはり見直すことが大事なというふうに思います。

ちょっとおもしろいやつがあるんですよ。一ページに危険現場作業手当ということで、この中に交通遮断を行わずに行う道路上での作業に従事したときというのがあるんです。これは具体的にどういうことを指すのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 危険現場作業手当の中の交通遮断を行わずに行う道路上の作業に従事したときということでございますが、この業務につきましましては、土木事務所、公園事務所、流域下水道事務所などに勤務する職員が、道路の維持補修等に際して工事の監督について業務に従事する、だから工事を円滑に処理するために管理監督をするという業務をする、それから実際に土木事務所の維持補修のグループなどが特に多いですが、緊急工事である場合にはみずからその補修工事もするというふうな業務に従事した場合に、交通を遮断しておりませんので車等が通りますので、危険性もあるということで本手当を支給しているということでございます。

（鈴木和夫君） 確かに土木事務所関係が主体の仕事になってまして、課長おっしゃるように、道路工事してるときに、業者さんが工事するというので、実質的には現場監督さんみたいな形のことをイメージされてるんですけど、僕もこれ実態を各土木事務所に確認したんですよ。表でいきますと、具体的に十五年度で六万二千七百八十九回、この分の支払いをしてるわけですけど、現実には、朝、道路維持管理の方が車に二、三人乗ってパトロールに行く。たまたま河川課の河川を通って、堤防の府道かなんかにごみが落ちてたと。それを拾うてもこの手当になるんです。ですから、課長がおっしゃったような形で、一日ずっと府の職員が道路の工事してる間についてると思ってましたけれども、そうじゃなくて、例えば府道を通ってるときにたまたま道に落下物があって、そういった物を拾えば、拾った人もそうやし、運転してる人も、同乗者もすべてこの対象になるんです。

別に悪いと言ってるのと違いますよ。それで、言うてましたよ、二回、三回拾うても一緒ですという、そういう言い方をしてはりましたけど、現実そうなんです。そういう道路を本来維持管理する人が、普通に落ちてくる物、落下物を拾うただけで手当がつくというのは、金額は安いかもしれませんが、こういう手当そのものの存在がもう少しシビアに - - 例えば、あなたがおっしゃるような形で一日じゅう道路の警備をするのであればわかりますけども、ごみ一つ拾うただけで手当が出るというのは、ちょっといかなものかと僕は思うんです。あなたは土木じゃないから、たまたまなってるから大変失礼な質問かもしれへんけども、担当課長としてはどういうふうに思われますか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 手当の対象となる業務、またその頻度、実際の支給に当たっても、そこをきちっと確認し支給するというのを我々人事室企画厚生課として各部に指導してまいっておりますし、その点で今回の見直しに当たってもそういう指導をし、見直してまいりました。今後とも、その点についてきちっと支給するようにやっていきたいというふう考えております。

（鈴木和夫君） よく実態を見ていただいた上で検討していただいて、本当に危険な分については金額を上げてあげていいと僕は思うんです。しかし、そういうごみ一つ拾うだけで三百円というのは、ちょっといかなものかと思えます。

逆の話で、同じ一ページの犯則取締等手当の中の二つ目、麻薬取締員がけん銃を携行して行う業務に従事したときというのがあります。私、これを見ていささか驚きまして、大阪府の職員でピストルを持って業務につくというのがあるということを見まして初めて知ったので、どういう中身かわかっておられればお示し願いた

いと思います。

人事室企画厚生課長(清水勝弘君) この手当でございますが、これは健康福祉部の薬務課に勤務する職員でございますが、麻薬の取り締まりを命じられて、近畿厚生局の麻薬取締部の麻薬取締官と合同で実際の麻薬の犯罪捜査に当たるといときがございます。その場合に、犯罪の嫌疑者に当たる場合に非常に危険性もございます、そういう危険性等にかんがみて、この業務に従事した者に手当を支給しているといったところでございます。

(鈴木和夫君) この表でいきますと、十五年度で三十一回出勤されてるわけですから、当然ピストルを携帯して、暴力団の関係であれば警察官も一緒に行くと言いましたけれども、そういった形で行かれるわけですから、これは大変危険な職務になるわけです。当然、府の職員の方、警察官でない方が行かれるわけですが、失礼ですけど、この方が一日に五百五十円。ごみ一つ拾って三百円。こっちも鉄砲を持ってるわけですから、相手も鉄砲を持ってれば飛んでくるかもしれへんし、そんな形で五百五十円というのは、どういう形でこんなん決めてはるのかなというように僕は思うんですけども、どう思われますか、これ。あなたばかりに聞いて失礼だけど。

人事室企画厚生課長(清水勝弘君) この手当の金額の設定でございますが、これも先ほど申し上げましたが、国の近畿厚生局の麻薬取締官と合同して犯罪捜査に当たっております。我々、給与、手当は国との均衡というのがございますが、その麻薬取締官も同じ業務をして同じ日額五百五十円になっておりまして、これに準じて大阪府も金額を設定しているというところでございます。

(鈴木和夫君) 国が五百五十円やからというて - - 薬務課に六人の方がおられるそうですよ、この担当の方がね。僕、直接お話を聞いたけれども、それはやっぱり怖い目もしてはるわけですよ。僕は、この勤務手当の五百五十円あげるんじゃないで、聞いたら、そのまま行くらしいんですよ。防弾チョッキしたらどうですかと言ったら、そんなとんでも買えません。それは買えせんわ、個人では。本当に職員の方の危険を守るのであれば、例えば防護服とか防弾チョッキとか、あるいは警棒とか、何かそういった形の部分を支給してあげるのが本来の趣旨だと思うんですよ。三十一回も出勤して、年額にしたら一万七千円ですよ。この辺の特勤手当のあり方そのものについても、職員の安全を考えるならば、六人の方の生命を守るのであれば、こういう形じゃなくて、別途のサイドの職員の安全を守ることも必要じゃないかとも思うんです。ちょっと特勤からは外れるかもしれへんけれども、もしあなたの方で答えられなかったら、総務部の方で関係の方が御答弁願えればありがたいと思います。

人事室企画厚生課長(清水勝弘君) この業務、先ほども業務の実態を申し上げましたように、麻薬取締官と合同でやっております。犯罪捜査でありますので、確かに一定危険性もございます。その点につきましては、近畿厚生局の麻薬取締官も重々承知いたしておりますので、その点については十分な配慮をしながら合同して調査をしていく。また、当方の職員も、委員御指摘のとおり、当然命、身の危険というものもございまして、麻薬取締官とその辺の配慮をきちっとしながらやるというふうなことで連携していただいております。

(鈴木和夫君) その配慮をしなければというのはどういう意味かわからんけど、前へ行くと危ないからということで、やっぱりできるだけ後ろへ後ろへというのが今の配慮やと思うんけど、そうでなくて、後ろにおつても当たるものは当たるねんからね。今のはちょっと不適切でございましたけれども、そういう部分で何らかの配慮を、特勤手当じゃなくて別サイドのそういう部分を考えていくことが僕は大事かと思えます。

それから、次のページ、二ページに放射線取扱手当というのがあります。書いてますように、これは恐らく病院のレントゲン技師の手当じゃないかと思うんですけども、常時撮影者一回から六千一回以上までというこんな細かい区分になっておりますが、どういう背景でこのような区分になってるのか。本当はこれは健康福祉部なんでしょうけれども、所管がそうされてますからお答えできる範囲でお答えください。

人事室企画厚生課長(清水勝弘君) 放射線の取扱手当でございますが、これは病院、身体障害者福祉センター、また保健所などの職員が、実際に放射線を用いて撮影、検査、治療、また研究という業務に従事したときに出しております。この手当の趣旨としましては、放射線で照射して撮影等を行う場合に、被曝の危険性等がございますので、それによる健康障害、またその危険性に着目してこの手当を支給しているというところでございます。

(鈴木和夫君) ちょっと細かい点で答弁してほしいんけども、この表でいくと九段階ありますやんか。常時撮影者で一月に一回から二百五十回までレントゲンを撮った人については千四百円ですよという形で、五百回、千回、千五百、二千、三千、四千、六千と。六千一回以上につきましては月額三万円通しで払いますよという、そういうふうになってるんですけど、例えば六千一回以上の三万円の方が七百二十八回が一番多いんです。一月に実働二十日としますと一日に三百枚撮ってるわけですが、それだけ三百枚も撮れるのかなというふうに思っています。

大変ハードな仕事でしょうけれども、実務的にこれだけ三百枚も撮れるかということで、私、府の方でレントゲンを置いているところでそれぞれ確認いたしました。僕たちのイメージは、普通の胸のレントゲンみたいにレントゲン室に入って、隣の部屋でボタンを押したら二枚か三枚撮ると思ってました。ところが、最近ではCTというのがありまして、そのまま頭にかぶれば五ミリ刻みのスキャナーで、一回セットしとけば一つのボタンを技師が押すだけで二十五枚、三十枚、五十枚ぱっと撮ってしまうわけですよ。回数の定義なんですけれども、レントゲンの一回の部分なのか、例えばスキャナーで撮ったときの断層の部分で一回ボタンを押すだけで五、六十枚撮れるわけですけども、この回数というのはどちらの回数を言うんですか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 撮影でもいろんな種類がございます、要は一回照射することによって出る放射線の危険性ということを考えてこの回数をやっておりますので、一般的な例えば胸部の撮影であるとしますと、それは三枚撮りますと三回照射となります。

委員御指摘のCT、これは技術が進歩しておりまして、CTの場合に、例えば頭部、胸部、大体五ミリないし六ミリごとでスライスしていきます。それは機械で五ミリごとに照射をしまいいりますので、例えば胸部なんかの場合は、五ミリで一人の患者の方に照射しますと五十回ぐらい照射がされる、それだけたくさんの放射線が出るということで、実際の照射回数でカウントしているということでございます。

また、血管造影検査、これは新しい検査方法も最近出ておりまして、これなんかですとカテーテルを入れて検査をいたしますが、この場合も連続してカテーテルの動きを照射して撮影をしまいいりますので、平均一人五十回か六十回ぐらいのカウントをしています。だから、一患者当たりの照射回数でカウントをしているということになります。

（鈴木和夫君） ですから、放射線取扱手当が七区分でできた当時と今現実とは随分と状況が変わってまして、このときのイメージは、要するに昔でいう胸部のレントゲンということですが、CTなんかのメーカーに聞きましたら、ほとんどX線の被曝というのはそういう形はないと、安全性も保てるということでした。ここで放射線が危険やからということの趣旨で出されてるんですけども、最新の高度医療機器になってきますと、放射線そのものが実際の従事者に対する危険はどうかということは、日常的にはもう言わないのと違うかと。そうなるくと、放射線手当のこういう形の区分も、本来レントゲン技師の方はレントゲンを撮ることが仕事で入ってはるわけですから、それに対してこれだけの回数で、しかも高度医療になってきて、それだけの被曝、あるいはそのような形の放射線ということはまずなくなっている段階で、このような制度についてはやはり改めるべきではないかと思うんですが、どういうふうに思われますか。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） そもそも照射で被曝を受けるということ防止することが非常に重要なことでございますので、委員御指摘のように、現在機器が技術的にも非常に進歩をいたしております、現実に放射線の被曝の危険性、また量については減少してきている傾向にございます。これは事実でございます。片や、実際に一般の撮影検査におきまして、例えば幼児であるとか高齢者の方の場合は、撮影時に介助で患者の方の横について撮影、照射を行うケースもあります。これは依然としてやはり被曝の危険性が非常に高いという状況にもございます。それから、先ほど申し上げましたが、検査の技術もどんどん変化しております、カテーテルを入れて血管造影を行う、これは血管連続撮影ですが、この場合も患者の横について検査を行うと、こういうケースもございます。

ですから、全体的には被曝が一方薄れているということもございまして、また被曝を受ける業務が新たに出てくるという面もございまして、こういうことを総合的に勘案して、今回も現状を踏まえて、現時点ではこの基準で手当を支給するというのを考えておりますけれども、技術の進歩がございまして、この点は国においても非常に問題意識を持っておりまして、国も技術的な面も調査されております。我々としても、国の技術的な調査の動向を踏まえるとともに、本府の現実の業務実態等を踏まえて、この手当についての支給の方法がどういう方法が一番妥当なのか、検討していきたいと思っております。

（鈴木和夫君） ですから、これ以外に、今ちょっと清水さんおっしゃった形で、どうしても子どもさんとか障害者で介護してやらないかん場合、当然被曝するわけですから、その手当がないわけですから、そのようにめり張りをつけた形で従来の部分と違った部分で、そういったときには本当に危険手当というか、今回の手当というのはやっぱり必要だと思うし、そういった部分については金額等も上げてあげても僕はいいと思うんですよ。そういう形の部分で、これもあわせて検討していただきたい。

それから、三ページの税務手当についてです。税務手当につきましては、今回のこの部分でいきますと見直しをするということでございますが、問題になっているのが一律に二万五千円支給されてるということで、税務手

当を受けておる対象者並びに支給額等についての分を簡単に御説明をお願いしたいと思います。

税務室税政課長（加藤信二君） 税務手当については、府税の賦課徴収業務に従事する職員に対しまして支給をしておりまして、従事する業務内容等により職員ごとに支給される手当額が異なっております。三種類ございまして、まず一つは、常に賦課徴収業務に従事する職員に対しましては、月額原則二万五千元でございますが、これを支給しておりまして、従事日数に応じて減額規定を設けております。それ以外の職員、具体的には内部管理部門、指導部門、総務部門の職員につきましては、月額を支給せず、賦課徴収業務に現に従事した場合にのみ月額千二百五十円を支給しております。それと、出張して納税者等と直接接して調査や納税交渉を行った職員につきましては、月額五百円を加算しております。

以上です。

（鈴木和夫君） もうちょっとおさらいさせてもらいたいんですよ。府税事務所には全部で五百十九名おられると思うんですけど、その課税部門というのがありまして、課税部門の方が、例えば法人府民税とか、事業税とか、軽油引取税とか、たばこ税とか、ゴルフ場利用税という形、それから個人事業税、不動産取得税、鉦区税等の部分の申告を受け付けした上で課税するかどうかを決める。この方についても二万五千元は出てるわけですか。

税務室税政課長（加藤信二君） 月額二万五千元を支給いたしております。

（鈴木和夫君） 同じく管理部門で、例えば納税証明を交付するとか、あるいは有価証券を管理、収納することに百三十三名おられると思うんです。この方についても月額二万五千元出てるんですか。

税務室税政課長（加藤信二君） 月額二万五千元支給をいたしております。

（鈴木和夫君） 問題は納税部門ということで、課税と管理部門はバックヤードの裏方の方なんですけど、納税部門、こちらは、要するにそのまま納税してもらえばいいんですけども、未納が発生すれば、催告したり財産を調査したり、あるいは相手の居所を確認したり、さまざまな形をする部門と、それから以降、滞納処分、要するに差し押さえをしに行くという部分と、最後は動産があったら公売とかという形の部分をするということなんです。

これを見まして、府税事務所の中で、要するにデスクワークで書類を見て課税する方と、それから管理部門と、納税部門というのは、当然現場へ行けばいろんな方もおられて、先ほどの麻薬の取締官じゃありませんけれども、危険を要する滞納処分で差し押さえする方も、月額二万五千元になっておりながら、仕事の中身からしますと、同じ府税事務所の中でもその危険度が違うと思うんです。一律に二万五千元払ってはるといのはどういう経過があったのか、もしおわかりであればお示ししたいと思います。

税務室税政課長（加藤信二君） 月額の支給につきましては、賦課徴収業務に従事しておる職員につきましては、日常的にさまざまな面で困難に遭遇するということがございます。課税部門であれば、例えば法人二税につきましては、税務署からの資料を入手して、それに基づいてチェックをするだけじゃなくて、現に分割基準が正しく申告されておるかどうか、そういった適正に申告されているかどうかの調査を別途やるということがございます。

それから、管理部門につきましては、納税証明書を単に交付しているだけでなく、督促状の発付とか還付、充当の事務をやっておりまして、それに対する苦情とか問い合わせが相当程度ございます。滞納整理の部分については委員御指摘のとおりでございます。それぞれ業務の内容、性格が異なりますので一律に比較できないとは思いますが、今申し上げたような内容で私どもとしては月額二万五千元を支給しておると、こういうふうに考えております。

（鈴木和夫君） 加藤さん、もう一回聞くけど、今の課税部門と管理部門と納税部門との困難性は一緒なんですか。

税務室税政課長（加藤信二君） 困難性が同一かということでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、それぞれの業務の内容が異なっております。それから性格が異なっております。ただ、一方的に金銭的負担を課するという部分においては一致をいたしておりますが、納税者等と対応するという場面においては共通をしている部分でございます。一律に比較をしていずれが困難性が高いという評価はなかなか難しいと、このように考えております。

（鈴木和夫君） 府税事務所におられてあなたは課税何ぼですよと決めはる部分と、現実に夜討ち朝駆けで現場のおうちまで行ってというのは、それは違いますよ、そんなの。そういった意味では、問題になっているのは、一律にすることについては特勤手当の趣旨からすると違うと僕は思いますよ。今回、いい機会やから、三億何ぼも出てるわけで、例えばそういうふうな形で現場に行く方については手厚く手当をしていただく、そしてまた課税部門については今までの部分よりも多少減額するというところで、僕はめり張りつけるべきだと思うんですよ。そうでなければ不公平が出るじゃないですか。困難性というようなことについて適当なことをおっしゃったけれ

ども、困難性ありますよ。現場に滞納処分と差し押さえに行く方と、中において課税の金額、税金を決める人とは全然仕事量違いますよ。そう思いませんか、あなた。僕は違うと思いますけどね。

税務室税政課長（加藤信二君） 月額二万五千円につきましては、先ほど申し上げましたように、賦課徴収業務に従事している職員に対して支給をしております、それ以外に直接納税者と接して困難な納税交渉等を行う場合は、別途月額五百円を支給いたしております、そこで一定の格差を設けるという趣旨で現在運用をしております。

（鈴木和夫君） 平行線になってきたけど、総務省の今回の十五年度の特殊勤務手当の実態調査の中での指摘の話は、月額の支給になってる分はこういうことを言ってるんですよ。特殊勤務手当は、本来対象となる業務に従事した場合ごとに支給されるべきものであって、その職にあることにより支給されるものではないことから、個々の職務の特殊性に応じて原則として月額または件数当たりの額で支給するというふうに政府の方は指摘してるわけですよ。これが大阪府としてはそんなことは関係ないとおっしゃるんだったら別やけども、そのことからすると、同じ支給をするのであれば、一律でなくて、滞納とかあるいは公売とかという形の部分で、現場に行つての整理部分についてはもう少し手厚くしてあげる、そのかわり、ふやすわけにいかへんから、管理部門のバックヤードの方については減額するというのも選択肢として僕はあると思うんですけども、どう思いますか、清水さん。あなたに聞いた方が早いかわからん。課長はずっと突っ張ってるから。

人事室企画厚生課長（清水勝弘君） 税務手当の件でございますが、この件につきましてはこれまでも数回にわたり見直しを行ってきておりまして、特に平成十年度につきましては、主要都道府県と同程度の支給水準になるよう大幅な切り下げを行いました。さらに、そのときには、管理職とか本庁の管理部門、また出先機関の総務部門については支給しないという改正もいたしてきております。

今後でございますけども、十七年度につきましては、税収の確保対策ということで、個人府民税の直接徴収、外形標準課税に伴う調査等新たな取り組み、また自動車税事務所におけるアウトソーシングに伴う自動車税の再編、また自動車税のワンストップサービス、それから三位一体改革に伴う国の税源移譲というふうに大きな改革、税の業務自身の改革もございます。こういうことが税の業務にどのような影響を与えていくのかということを見きわめながら、また他府県の支給実態ということもよく見まして、さらに本府におきますそれぞれの部門における業務の困難性ということも変化をいたすと思しますので、これも検証しまして、十七年度中にどのような形で見直すのが一番よいのかということ、税務部門とも十分連携しながら案まとめをしていきたいというふうに考えております。その際に税務手当の見直しを検討しようと考えておりますが、その際には、実際に支給額、また支給の方法にメリハリをつける方向で検討をしたいと考えております。税務室とよく調整しながら案を作成してまいりたいというふうに考えております。

（鈴木和夫君） 税務手当につきましては、先ほど話がありましたような自動車税の方の事務所のこともありますし、本庁の検税の方にもこの手当が出るわけですから、それも含めて、例えば一回夜中に訪問するとかということについては厚い手当をしていただくことが一つのメリハリだと思いますし、税務職員の方も、今大阪府の税収が大変少ない中で、たくさん課税して、ともかく回収してこうということでノルマを抱えてやってるわけですから、そういった人たちの心を考えますと、やはりもっとメリハリのついた形の部分をしてあげることが大事かと思ひますし、かたくなにならずに柔軟に対応してもらいたいと思ひます。

特に、見直しということはおたくの方で書いてあるねんから。見直ししますと書いてあるねんからね。今の話やったら、全然そんな気はないというふうに僕は理解しますよ。そうでなくて、いい悪いは別にして、要するに出すものは出すという形で、先ほど何点か例示を挙げましたけど、現実問題として、先ほどの中からはすると、道路上での作業のごみの問題、危険手当の現場の問題とか、レントゲンにしても、水産試験場の件も、中央卸売市場の件につきましても、皆さん方の頭で考えてる部分と現場とは違うわけやから、特勤手当ができたときからすると随分現状は違います。このことについてはもっと皆さん方が認識してると思ってたけれども、認識されてなかったのは今回明らかです。もう一度早急にこの部分については現場の状況をよく見ていただいて、出すものは出す。先ほどの麻薬取締官についても、ちゃんと出すべきは出すという形にしてあげた方が、職員の方々の士気向上にも役立つと思ひます。僕は何も特勤手当そのものを否定してはいません。出すべきは出せばいいんですよ。そういった部分について、メリハリがないからこういう形の質疑になったわけでございますので、どうか最大限の努力をしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。